最終更新日：2021年7月9日

南海辰村建設株式会社
取締役社長 浦地　紘陽
問合せ先：管理本部　総務部　06-6644-7802
証券コード：1850
https://www.nantatsu.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、地域に密着する企業として、株主、従業員、取引先、顧客、地域社会といったステークホルダーの利益を円滑に調整し、「効率的で透明性の高い企業経営を構築すること」を基本的な考え方としております。また、事業活動を行うにあたっては、当社が制定した「企業倫理規範」を全役職員に周知徹底させ、コンプライアンス重視の経営に努めるとともに、積極的なIR活動により適時、適切な経営情報の開示を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－④　議決権に電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳】
当社は、現在、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳は行っておりませんが、今後の当社株主における機関投資家や海外投資家の持株比率を勘案しながら、必要に応じて、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則3－1－②　英語での情報開示】
当社の株主構成における海外投資家の比率は、株主数比率、株式数比率ともに1％未満であるため、英語での情報の開示・提供は行っておりませんが、今後の海外投資家の持株比率を勘案しながら、必要に応じて、英語での情報開示を検討してまいります。

【補充原則4－2－1　経営陣の報酬に対するインセンティブ付け】
当社では、業務執行取締役の報酬については、企業価値や株価を意識した経営の浸透を図り、業績向上へのインセンティブを高めるため、業績連動型の報酬体系を導入しております。現時点では、金銭による報酬のみであり、不確定報酬や非金銭報酬はありませんが、業務執行取締役の報酬が、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するように、引き続き報酬のあり方について検討してまいります。

【原則4－10　任意の仕組みの活用】
当社は、監査等委員会設置会社でありますが、現在、任意の仕組みの活用は行っておりません。今後は、統治機構の更なる充実を図るべく、必要に応じて、社外取締役等を構成員とする任意の委員会等の設置を検討してまいります。

【補充原則4－10－①　任意の諮問委員会の設置】
当社は、監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役の選任は3名で取締役会の過半数に達しておりませんが、独立社外取締役は、自らが有する専門的知識や豊富な経験に基づき意見を述べるとともに、改善提案等の助言を積極的に行うことにより、取締役会の機能の独立性・客観性の向上に寄与しております。今後は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などについて、必要に応じて適切な関与・助言を得ることを検討してまいります。

【補充原則5－1－②　株主との個別面談以外の対話手段の充実】
当社では、現在、個別面談以外の投資家説明会等は実施しておりません。今後は、投資家説明会等に対する株主のニーズ、実施の効果等を勘案し、その必要性を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
(1) 政策保有の方針
中長期的な視点に立ち、当社の企業価値向上を図るべく、取引先との関係強化を目的に、政策保有株式を保有することができるものとしております。株式の取得、買い増し、処分については、担当部門で適宜検証を行い、取締役会等で決定しております。なお、毎年、取締役会において政策保有株式の保有必要性については、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、保有の必要性がないと判断した株式については売却を進めるなど、縮減に努めております。
(2) 議決権の行使
政策保有株式の議決権行使については、株式保有の趣旨に鑑みて、当該会社の経営状況及び当社の事業運営に対する影響等を個別に精査した上で、議案の賛否を判断することとしております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社が取締役との間で取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないように、法令及び取締役会規則に基づき、あらかじめ取締役会による承認を得ることとしており、その取引を行った取締役は、定期的にその内容を取締役会に報告することとしております。
また、南海電気鉄道株式会社は、間接保有を含み当社の株式を18,219千株（議決権比率63.22％）保有する親会社ですが、同社との取引条件については、その他の一般企業と同様に公正かつ適正な条件及び手続きにて行っております。
なお、関連当事者間との取引については取引条件及び取引条件の決定方針等を、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しており、すべての役員に対して毎年、関連当事者間取引の有無について確認を行っております。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、受益者への年金給付を将来にわたり確実に行うことに加え、当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、リスクを勘案しつつ、必要とされる収益を長期的に確保することを目的に運用しており、運用機関へモニタリングを実施し、政策的資産構成割合を策定しております。当社は企業年金担当部門が適切な活動を実施するため、必要な経験や資質を備えた人材を配置できるよう、各種研修への参加等により人材育成に努

めております。

【原則3－1　情報開示の充実】
(ⅰ)経営理念
　当社は、建設事業を通じて、自然環境と調和した豊かな社会づくりに貢献するとともに、つねに創造と技術の向上に努め、時代の変化に即応して柔軟な発想と進取の行動で新たな事業に挑戦することにより、社業の躍進を図ってまいります。
　経営戦略、経営計画
　当社は、中期の経営戦略、経営計画として、「3カ年経営計画（2021～2023）」を定めており、以下の当社ホームページにて開示しております。
　https://www.nantatsu.co.jp/info/pdf/news20210326-3.pdf

(ⅱ)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「1．基本的な考え方」に記載しております。

(ⅲ)当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上、株価を意識した経営の浸透を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。
　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の具体的な報酬は、月例固定の金銭報酬とし、役位・職責ごとの個々の報酬額を決定し支給しております。また、執行役員兼務者は、担当事業の昨年度の業績に連動した係数を乗じてインセンティブ加減を行うことで、業績連動要素を加味した固定報酬額を執行役員報酬として支給しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で代表取締役に委任する旨を決議しており、代表取締役は上記方針の内容を詳細にした内規に基づき報酬額を決定しております。
　監査等委員である取締役の報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬及び経済情勢等を勘案して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

(ⅳ)当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うにあたっては、常勤の取締役については、当社の事業内容に精通して的確かつ迅速な意思決定を行うことができ、企業価値向上に寄与することができる人材を選定のうえ、取締役会で決定しております。
　監査等委員の指名を行うにあたっては、専門的見地からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を担える人材を選定し、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定することとしております。
　社外取締役については、専門的見地からの助言と監督が期待でき、企業価値向上に寄与することができる人材を選定のうえ、取締役会で決定しております。
　経営陣幹部が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは当社の経営陣幹部としてふさわしくない非行があるなど当社の業務に支障をきたすと判断した場合には、解任することとしております。

(ⅴ)当社は、代表取締役の異動にあたっては、その内定時の適時開示資料において、新任代表取締役の指名について説明を行っております。また、取締役候補者及び監査等委員候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明は、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4－1－①　取締役会の役割・責務】
　当社は、取締役会の監督機能の強化及び迅速な業務執行の確保と事業責任の明確化を目的として、執行役員制度を導入しております。取締役会は、「取締役会規則」に基づき、法令又は定款に定める事項のほか、経営に関する重要な事項について意思決定を行うこととし、「職制規程」及び「職務権限規程」により、責任、権限、義務等を明確に定め、担当業務について執行役員に権限を委任しております。

【原則4－9　社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、独自の社外取締役の独立性判断基準を策定しておらず、東京証券取引所が定める独立性基準を参考にしております。また、その選定にあたっては、業務執行を行う取締役に対して、率直で活発な意見の具申が期待できる人物を候補者としております。

【補充原則4－11－①　取締役会の構成・選任手続き】
　当社は、取締役会には、当社の経営理念を具現化すべく、当社の事業内容に精通して的確かつ迅速な意思決定を行うことができ、企業価値向上に寄与することができる人材を適正な規模でバランス良く選定する必要があると考えており、その選定にあたっては取締役会で決定しております。
　また、社外取締役の選任に関しては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、業務執行を行う取締役に対して、率直で活発な意見の具申が期待できる人物を候補者として選定し、取締役会で決定しております。

【補充原則4－11－②　取締役の兼任状況】
　社外取締役の候補者選定にあたっては、その兼職状況を考慮しています。
　なお、取締役の兼任状況については、定時株主総会招集通知等により毎年開示しております。

【補充原則4－11－③　取締役会の実効性評価】
　当社における取締役会の実効性について検討し、今後の取締役会の課題等を明確にすることを目的として、取締役会の構成員に対して、記名方式でのアンケートを実施することとしております。2020年度につきましては、回答をもとに取締役会で自己評価を行った結果、当社の取締役会は概ね実効性が確保できていると分析・評価しております。

【補充原則4－14－②　取締役に対するトレーニング】
　当社は、取締役がその役割・責務を全うするために必要な情報を適宜提供することとしております。また、専門的知識（法律、財務等）の習得を目的として、外部専門家による研修を実施しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話の方針】
　当社は、株主との建設的な対話を重視し、様々な機会を通じて対話を持つように努めております。なお、取締役（社外取締役を含む）への対話の申込みに対しては、面談の目的及び内容の重要性、株主の持株数等を考慮のうえ対応を検討することとしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
南海電気鉄道株式会社	16,635,150	57.70
住之江興業株式会社	1,171,000	4.06
株式会社大林組	1,104,000	3.83
株式会社奥村組	800,000	2.78
前田建設工業株式会社	800,000	2.78
南海辰村建設大阪取引先持株会	476,000	1.65
南海ビルサービス株式会社	408,000	1.42
株式会社三井住友銀行	272,500	0.94
三井住友信託銀行株式会社	270,000	0.94
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	260,000	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	南海電気鉄道株式会社 (上場:東京) (コード) 9044

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引条件については、他の取引先と同様に、市場価格と当社の採算を勘案した見積価格を提示して決定しており、当社ひいては少数株主を害する取引を防止しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は、南海電気鉄道株式会社であります。

当社は、親会社のグループ会社における唯一の上場会社であり、主に建設事業を営む企業として、南海電鉄グループにおいて重要な役割を担っております。親会社及びグループ会社との取引関係につきましては、当社は鉄道関連施設、商業施設等の建設工事を請負っているほか、当社の資金借入に対して親会社より保証を受けております。また、当社は親会社から本社事務所ビル等を賃借しております。

当社は、事業活動を遂行するにあたり、親会社から支援を受けておりますが、当社の具体的な事業活動や経営判断につきましては、当社独自の判断に基づき遂行されているため、親会社からの一定の独立性は確保されております。

人事面では、同社の従業員11名の出向を受け入れております。これら出向者は、鉄道工事の技術者が多くを占めており、鉄道関係工事の円滑な施工に寄与し、当社社員としての責任と自覚をもって業務を行なっております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阪田　茂	他の会社の出身者		△	△								
堀家正則	学者											
山下幸雄	弁護士											
土居和良	他の会社の出身者		△									
中川美雪	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阪田　茂	○		阪田　茂氏は、過去において親会社である南海電気鉄道株式会社の業務執行者でありましたが、現在は、業務執行者ではありません。また、同社の子会社である南海フェリー株式会社の代表取締役社長として業務執行を行っておりましたが、現在は、業務執行者ではありません。	南海電気鉄道株式会社及びその子会社において経営者として業務執行をされた経歴を有しており、その経験と見識を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため社外取締役として選任しております。

堀家正則	○	○	―――	建築分野の研究者として培った経験と見識を有しており、その知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。
山下幸雄	○	○	―――	弁護士としての豊富な経験と専門的知見を有することに加え、企業法務にも精通されており、その視点にもとづき経営の監督とチェック機能を担っていただくため、社外取締役として選任しております。
土居和良	○		土居和良氏は、過去において親会社である南海電気鉄道株式会社の業務執行者でありましたが、現在は、業務執行者ではありません。	株式会社日本政策投資銀行在職中の豊富な経験を有することに加え、他社の監査役としての経験を有しております。その経験と見識を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。
中川美雪	○	○	―――	公認会計士として財務・会計に関する専門的な見識を有しており、その見識を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	1	0	5	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会及び監査等委員会監査に関する職務を補助する使用人は、内部監査部門に所属する使用人とし、監査等委員会は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。
また、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の異動及び評価については監査等委員会の同意を得ることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査等委員監査及び会計監査はそれぞれ目的を異にしますが、各々の範疇において策定された監査方針・監査計画を基に独立性の確保された監査業務を執行し、定期の会合をはじめ随時開催の打合せ会等では、意見や情報の交換を行うなど相互の理解を深めつつ適正かつ良好な関係を維持し、子会社を含めた内部統制システムの整備・向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役である堀家正則、山下幸雄氏及び中川美雪氏の3名を独立役員として選任しております。各氏は当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはないものと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

企業価値や株価を意識した経営の浸透を図り、業績向上へのインセンティブを高める目的のために、業績連動型の役員報酬体系を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

直近事業年度に係る報酬の総額は次のとおりであります。
取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬は90百万円です。
取締役(監査等委員)に支払った報酬は20百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書「Ⅰ－1.[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 原則3－1(iii)」に記載しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員のサポート業務を担当する兼任スタッフを内部監査室に配属しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、原則月1回その他必要に応じて開催し、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行を監督するとともに、経営の効率性と透明性の向上を期し、業務執行における全般的な統制と経営判断の適正化に努めております。また、取締役会の策定する経営の基本方針にもとづいて、経営に関する重要な事項を審査するために常勤の取締役及び執行役員を構成員とする常務会を原則月2回開催するなど、迅速かつ戦略的な経営を推進しております。

監査等委員会は5名の社外取締役で構成され、うち3名が独立社外取締役であります。監査等委員会は原則月1回その他必要に応じて開催しております。また、常勤の監査等委員を選定するほか、内部監査部門の使用人が監査等委員会に関する職務を補助することとしており、監査に必要な調査や情報収集等の各部署の協力体制を構築し、監査等委員会の指示の実効性を確保してまいります。

内部監査については、社内に独立した機関である内部監査室を設置しております。
内部監査室は、監査方針・監査計画に基づき、社内の業務執行部門並びに子会社の業務活動全般に亘る内部監査を実施し、内部統制の運用実態を検証し評価するとともに内在する経営上の問題点を抽出し、被監査部門との協議により即時改善の手立てを講じ、その結果は、担当役員・代表取締役・監査等委員に報告されております。
また、内部監査、監査等委員監査及び会計監査はそれぞれ目的を異にしますが、各々の範疇において策定された監査方針・監査計画を基に独立性の確保された監査業務を執行し、定期の会合をはじめ随時開催の打合せ会等では、意見や情報の交換を行うなど相互の理解を深めつつ適正かつ良好な関係を維持し、子会社を含めた内部統制システムの整備・向上を図っております。

単体及び連結の計算書類並びに財務諸表の監査を目的として、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、直近事業年度においては、監査証明業務を担当する業務執行社員として次の2名の公認会計士が指定されておりました。
指定有限責任社員 近藤 康仁
指定有限責任社員 北村 圭子
また、監査業務に係る補助者は、監査法人の選定基準に基づき決定され、具体的には公認会計士4名、会計士試験合格者等5名及びその他2名を主たる構成員としておりました。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社制度を採用しており、監査等委員である社外取締役5名を含む取締役11名で構成される取締役会と、社外取締役5名で構成される監査等委員会による体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の期日より3～6営業日前に発送しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料のほか、株式に関する手続きについて掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示に向けて、社内に情報取扱責任者を設置し、重要な会社情報の確実な把握と厳正な管理に努めております。情報開示に際しては、関係各部門と協議のうえ、また必要に応じて会計監査人等の助言・指導を仰ぎながら、開示文書を作成し、取締役会等において決定又は報告がなされた後、速やかに開示を行っております。また、決算期翌月内の正確な決算発表に、グループ全体で取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 基本的な考え方

当社は、親会社の南海電気鉄道株式会社を頂点とする「南海グループ」の一員として、全国的に信頼される「南海ブランド」の確立と、建設事業を通じて、自然環境と調和した豊かな社会づくりに貢献するという経営ビジョンの下、中期経営計画である「3カ年経営計画」を着実に実施することにより、さらなる企業価値の向上を図るべく取り組みを進めております。この企業価値の向上には、コンプライアンス経営の徹底、リスク管理体制の整備、確実に利益を確保しうるための効率的な経営体制の確立など、透明性の高い経営、公正かつ合理的な意思決定、さらにはこれらの監督機能の強化が必要であると考えております。

このような考えの下、当社では、以下に示す体制を整備しております。

(2) 整備状況

(ア) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の真に豊かで活力ある企業行動のあり方を確立するため、「企業倫理規範」を制定しております。さらには、当社及び子会社の全役職員がコンプライアンス経営の浸透に努力、協力できる体制を構築するために「コンプライアンスマニュアル」を制定、適宜改訂し、研修等を通じて周知徹底を図っております。特に、当社では独占禁止法遵守に関しましては、過去の反省をふまえ、全役職員を対象に独占禁止法に関する研修を実施し法令遵守の啓蒙を行うとともに、社長自らが法令遵守宣言を行い、全役職員の先頭に立ち、独占禁止法遵守意識の浸透を図るべく「独占禁止法遵守マニュアル」を策定しております。さらに課長職以上の全役職者に対して独占禁止法遵守に関する誓約書の提出を義務付けております。これら企業倫理の啓蒙・遵守のための方策の策定及び企業倫理に反する事態が発生した場合の事実解明を目的として、「企業倫理委員会」を設置しております。

また、法的・倫理的問題を早期に発見し、是正するため、内部監査室を窓口として、当社及び子会社の役職員からの通報・相談を受け付ける「企業倫理通報制度」を設置し、「企業倫理通報制度に関する規則」にもとづき運用を行っております。さらに親会社の南海電気鉄道株式会社が設置している「企業倫理ホットライン制度」にも参加しております。

(イ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会等の重要な会議の議事録については、「取締役会規則」、「常務会規程」等に従い、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書は、「稟議規程」、「文書規程」等に従い、適切に作成のうえ、保存・管理を行っております。

また、「情報セキュリティ基本方針」を定め、当社が保有する情報資産を適切に管理する体制を整えております。

(ウ) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

与信管理は、「受注審査基準」に従い、市場リスク管理は、「市場リスク管理規程」に従い、管理しております。また、情報セキュリティリスク管理は、「情報セキュリティ基本方針」にもとづき、総務部が統括的に管理し、対応を行っております。

安全、環境及び品質は、法令、ISO9001及び14001のマニュアル等に従い、担当部門、工事部門等が各種リスクに対応しております。

大規模自然災害等の発生に対しては、国土交通省が運用している「災害時建設業事業継続力認定制度」の認定を受けた事業継続計画（BCP）にもとづき、災害時に備えたリスク管理体制の構築に取り組んでおります。

また、「関係会社管理規程」にもとづき、子会社が一定の経営上の重要事項を行う際には、あらかじめ当社の承認を得ることとしているほか、月次で損益状況等の報告を求めることにより、子会社の損失発生のリスクを事前にチェックする体制を整えております。

(エ) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織的かつ効率的な業務執行を行うために、「職制規程」及び「職務権限規程」により、責任、権限、義務等が明確に定められており、経営に関する重要な事項については、「取締役会規則」及び「常務会規程」に従い、取締役会及び常務会において十分な審議のうえ、慎重に決定しております。

また、取締役会の監督機能の強化及び迅速な業務執行の確保と事業責任の明確化を目的として、執行役員制度を導入するとともに、経営目標の達成のため、年度計画（アクションプラン）を設定、実行し、適宜検証しております。

このほか、経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくために、内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査を計画的に実施する体制を整えております。

当社では「関係会社管理規程」にもとづき、子会社の自主性、独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行に関して、指導、育成を行っております。

(オ) 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築しております。また、内部監査室は、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備等があれば必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を社長に適宜報告しております。

(カ) その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に従って、子会社の総合管理及び指導を行うとともに、企業集団内で統一した経営理念と基本戦略にもとづき、相互に緊密な連携のもとに経営を円滑に遂行し、子会社の業績の向上、事業の繁栄を目指しております。

また、子会社においても年度計画（アクションプラン）の設定を求め、その進捗状況等について意見交換を行う報告会を、半期に1回開催するとともに、一定の経営上の重要な事項は、あらかじめ当社の承認を得ることとしております。

また、「監査規程」に従い、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、会計業務、経営等に関する事項について適宜意見を提示するほか、内部監査室による定期的な監査を実施する体制を整えております。

(キ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会及び監査等委員会監査に関する職務を補助する使用人は、内部監査部門に所属する使用人とし、監査等委員会は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

また、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の異動及び評価については監査等委員会の同意を得ることとしております。

(ク) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、当社及びグループ経営に重要な影響を及ぼす事項、重要な業務執行の状況及び監査等委員会がその職務遂行上必要であると判断した事項について報告するほか、決裁後の稟議書、内部監査報告書等重要な文書を回付するこ

ととしております。
　また、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関する法令違反、定款違反及び不正の事実、又は当社グループに損害を及ぼす事実を知ったときは遅滞なく報告することとしております。
　なお、当社は、上記の報告等を行った者が当該報告等をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社及び子会社の全役職員に周知徹底しております。

(ケ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査等委員会は、職務の遂行上必要と認める費用について、あらかじめ年間予算を計上しております。また、緊急又は臨時に支出した費用については、会社に償還を請求することができるものとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方
　当社は、「企業倫理規範」を定め、反社会的勢力との関係遮断を内外に表明しております。

企業倫理規範 (抜粋)
　4 企業や市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決する。

　また、反社会的勢力を市民社会から排除していくことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であることを踏まえ、コンプライアンス経営を推進しております。

(2) 整備状況
　当社及びグループ会社の企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定し、さらに「コンプライアンスマニュアル」を通じて全役職員にこの精神の定着を図っております。また、警察当局から講師を招き、全役職員対象に教育・啓蒙活動を行うなど、反社会的勢力排除に向け、総務部を中心に関係部門が協力して取り組んでおります。
　上記のほか、具体的な社内体制の整備状況、実施施策は、次のとおりであります。

(ア) 社長は、「企業倫理規範」の精神を内外に表明し、その精神をグループ全体あるいは役職員一人ひとりに定着させるため、機会があるごとに訓示等を行っております。

(イ) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合、総務部に即時、通報・相談を行うこととし、これを受けた総務部では、反社会的勢力からの要求に屈することなく、関係遮断の取り組みを助言・指導・支援しております。また、必要に応じて、蓄積した情報を外部専門機関 (警察や暴力追放運動推進センター等) に提供し、助言を得るなど、緊密な連携関係を構築しております。

(ウ) 反社会的勢力とは一切関係を持たないことを目的に、独自のデータベース、外部専門機関からの情報の活用等により、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて常に注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する取り組みを行っております。

(エ) 反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款等に「暴力団排除条項」を導入する取り組みを行っております。

(オ) 公益財団法人大阪府暴力追放推進センター、大阪府企業防衛連合協議会、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等が行う地域活動や会合に参加し、暴力団等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

(カ) 万一、不当要求による被害が生じた場合には、不当要求に屈しない姿勢を社内外に鮮明にし、被害の拡大を防止する意味からも、躊躇することなく積極的に、警察に対し被害届を提出することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

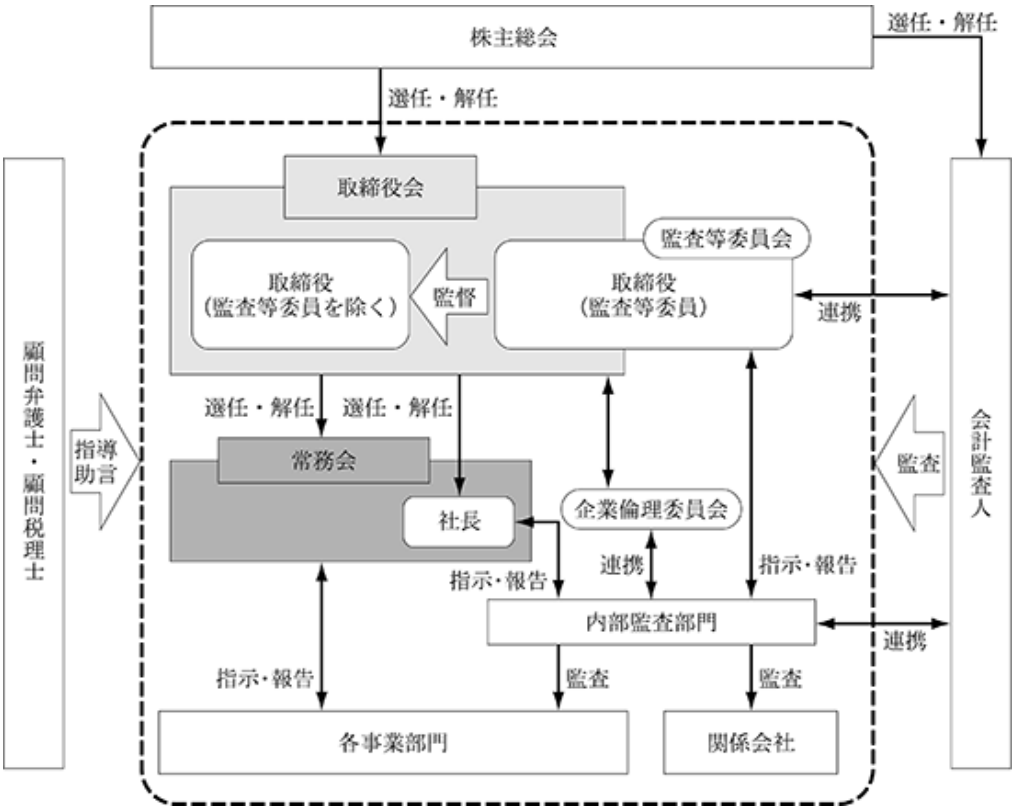

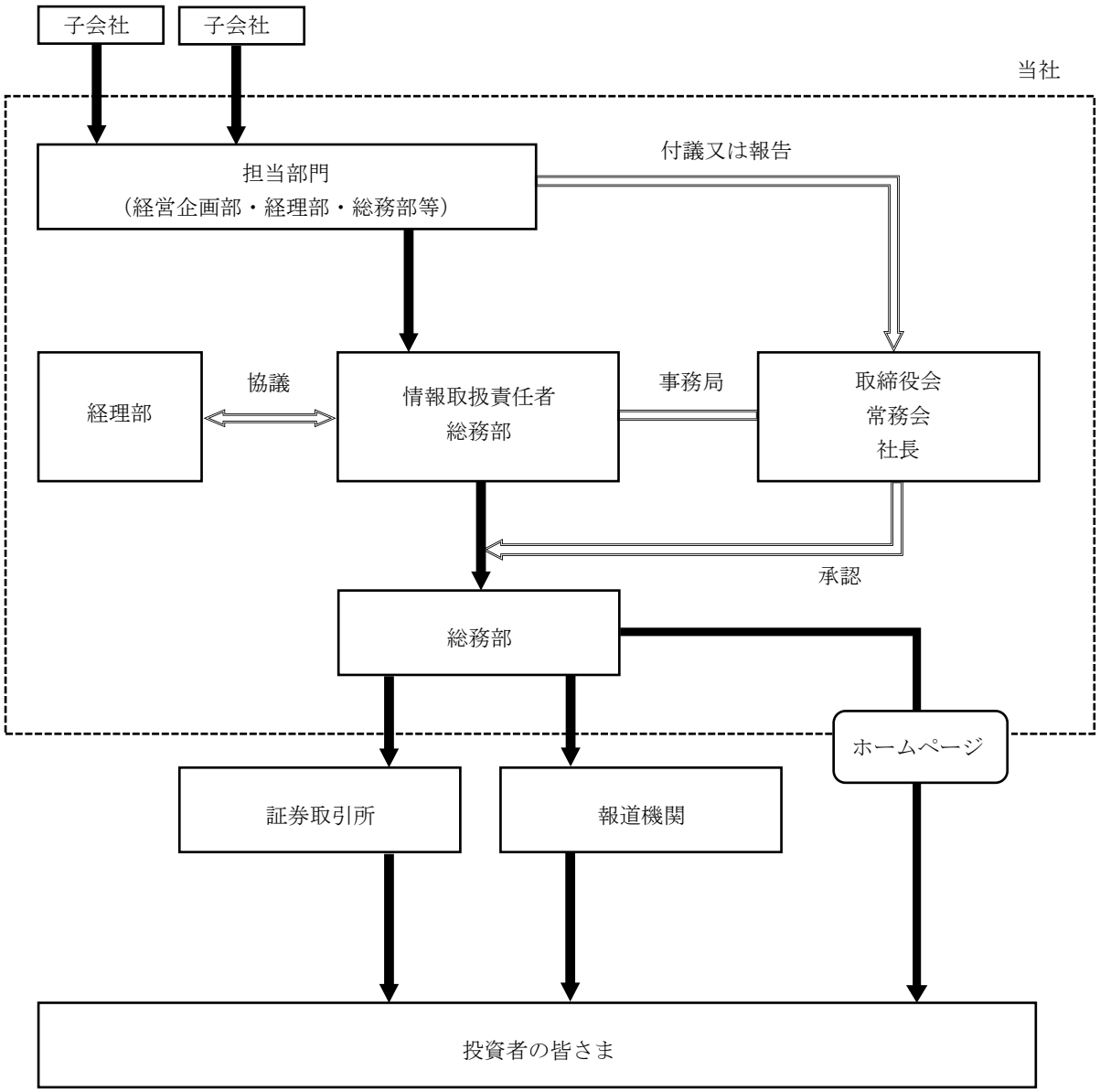
子会社
子会社
当社
担当部門
（経営企画部・経理部・総務部等）
付議又は報告
経理部
協議
情報取扱責任者
総務部
事務局
取締役会
常務会
社長
承認
総務部
ホームページ
証券取引所
報道機関
投資者の皆さま